

広島市立安佐北中学校・高等学校PTA会則

第1章 総則

第1条 本会は、広島市立安佐北中学校・高等学校PTAと称する。

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して生徒の健全育成と福祉の増進に努め、時代に即応した民主的な教育の推進を図ることを目的とする。

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動し、宗教的又は政治的に中立な立場を遵守し、営利を目的とする行為は行わない。

第4条 本会は、事務所を広島市立安佐北中学校・高等学校内に置く。

第2章 会員

第5条 本会の会員は、広島市立安佐北中学校・高等学校に在籍する生徒の保護者及び教職員（講師を除く。）とする。

第6条 会員は、本会の目的を達成するため次のことに協力する。

- (1) 総会への出席により、学校教育の現状と抱えている諸問題を認識し、相互理解のうえ協力する。
- (2) 地区懇談会への出席により、教職員と保護者が相互に生徒の問題、学校内の問題、地域の問題を認識し、より良い方向へ取り組む。
- (3) 授業参観や進路指導説明会等に参加して、生徒の状態を把握し、担任と話し合い教職員との連携に努める。
- (4) 海外語学研修及び留学生のホームステイ受入れ等の支援を実施する。
- (5) 会員は、疑問点や問題点が生じた場合、関係教職員とまず協議してその内容を認識したうえで連携し、解決しない場合は会長がその旨を運営委員会で協議する。

第3章 事業及び組織

第7条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の研修及び親睦に関すること。
- (2) 生徒の健全育成と福祉の増進に関すること。
- (3) 海外語学研修等奨学事業に関すること。
- (4) 本会の目的達成に必要な事項に関すること。
- (5) 教育環境の整備に関すること。

第8条 本会は、上記事業を行うため次の各部を設ける。

広報部・生活指導部・研修部・国際部・学年部（中学校のみ）

第9条 各部の事業は次のとおりとし、各部に部長を置く。

- (1) 広報部 各部及び学校と連携し、原則として年3回の新聞を発行し、会員に広く学校、地域及び家庭の情報を提供する。
- (2) 生活指導部 年間を通じて生徒の通学指導や祭りの巡回指導等を行い、生徒の健全育成に努める。また、地域との連携を図るため地区懇談会の企画、運営を行う。

なお、各学年団の教職員は、生活指導部を補佐するものとする。

- (3) 研修部 P T Aの各種研修大会及び教育フォーラム等に積極的に参加し、学校教育の実態及びP T Aのあるべき姿を学び、本会の活性化につながるよう努める。  
 なお、各学年団の教職員は、研修部を補佐するものとする。また、他の部から研修に参加することを妨げないものとする。
- (4) 国際部 海外語学研修及び留学生のホームステイ受入れ等の支援を実施し、教職員・生徒・保護者の国際理解、意識の醸成と語学力の向上を図ることを目的に活動する。
- (5) 学年部 中学校におけるP T C活動等の企画運営を行う。

#### 第4章 役員

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名（原則として高等学校保護者から）
- (2) 副会長 8名以上（中学校及び高等学校保護者から各3名以上並びに各教頭）
- (3) 書記 2名以上（委員の中から）
- (4) 顧問 若干名（学校長及び必要に応じてP T A役員経験者）
- (5) 部長・副部長 各部署員から1～2名
- (6) 委員 若干名（各クラス保護者から3名程度）、各学年団から教職員1名、高等学校総務担当教諭1名及び企画広報部長担当教諭1名
- (7) 監査 2名（保護者から）
- (8) 庶務・会計 若干名

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統括し、教職員と保護者の友好的な環境保持に努める。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会長に事故があるときはその仕事を代行する。また、各部の補佐を行い部活動の活性化に努める。
- (3) 書記は、役員会及び運営委員会、総会の会議録を取り事務局と連携を保ち、次年度以降の運営に支障をきたさないように努める。
- (4) 顧問は、会長の要請を受けた場合に各種会議に出席し諮問に応じる。また、会長の要請により各種会議等の役員に就任する。
- (5) 部長・副部長は、各部をまとめるとともに、各学年のまとめ役に努める。
- (6) 委員は、クラスの代表として役員会に出席し、各部に所属して本会事業の企画執行にあたる。
- (7) 監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。
- (8) 庶務・会計は、本会の庶務と会計を処理する。

第12条 役員を選出は次のとおりとする。ただし、役員は会員の中から選出するものとする。（顧問を除く。）

- (1) 会長、副会長、監査は役員会で推薦し、総会で承認のうえ決定する。
- (2) 書記は、委員の中から会長が委嘱する。
- (3) 委員は、各クラス保護者の互選により決定する。

- (4) 顧問は、役員会で推薦し総会で承認のうえ決定する。
- (5) 庶務・会計は役員会で承認を得た後、会長が委嘱する。うち1人は事務長とする。
- (6) 部長・副部長は、委員の互選により決定する。

第13条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。また、任期満了後、次期役員が就任するまでは、その任にあたるものとする。

## 第5章 会議

第14条 本会は、その運営上次の会を開催する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 幹事会

## 第6章 総会

第15条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第16条 総会は、年度始めに開催することを原則とし、次の事項を審議する。

- (1) 前年度事業報告及び会計報告
- (2) 前年度決算の承認（予算に対しての執行承認）
- (3) 新役員の承認
- (4) 新年度事業案及び予算案の審議、承認
- (5) 会則の改正に伴う承認
- (6) その他、重要事項の審議、決定

第17条 総会の成立数は、会員の2分の1以上とし、議決は出席会員の過半数の同意を必要とするが、委任状をもって出席に代えることができる。

なお、この成立要件は役員会・運営委員会・幹事会においても適用するものとする。

第18条 総会の議長は、会員の中から運営委員会で推薦し、総会へ出席した会員の承認を得る。

第19条 会長が必要と認めたとき、又は、会員の3分の1以上の要求があったときは、会長は、臨時総会を開催することができる。

## 第7章 役員会

第20条 役員会の構成は、次のとおりとする。なお、会長はクラス担任に対し、参考人として出席を要請することができる。

会長、副会長、書記、顧問、各部長・副部長、委員、庶務・会計

第21条 役員会の議長は会長があたり、年3回の開催を原則とするが、必要に応じて会長が招集することができる。

第22条 役員会は、各部長が年間事業計画に対する進捗状況を報告する。なお、各部の会議は、部長が招集してまとめるものとする。

## 第8章 運営委員会

第23条 運営委員会の構成は、次のとおりとする。

会長、副会長、書記、各部長、庶務・会計

第24条 運営委員会の議長は会長があたり、原則年3回程度開催し、本会の運営に必要な事項を審議する。また、会長は必要に応じて、他の役員を招集することができる。

## 第9章 幹事会

第25条 幹事会の構成は、次のとおりとする。

会長・副会長

第26条 幹事会の議長は会長があたり、会の基本的な年間の運営方針や緊急を要する事項について審議することとし、必要に応じて2から3か月に1回程度開催するものとする。また、会長は必要に応じて、他の役員を招集することができる。

幹事会で協議決定したものは、必要に応じて運営委員会へ報告するものとする。

第27条 緊急を要する事項で、総会や役員会を開催することができないときは、会長は運営委員会の承諾を得たうえで処理し、事後の総会や役員会で承認を得るものとする。

## 第10章 会計

第28条 本会の経費は、会費、入会金及び寄付金等をもってこれにあてる。

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終了する。

第30条 入会金及び会費等の金額は、役員会で定めて総会の承認を得るものとする。

## 第11章 雑則

第31条 本会則の改定は、総会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第32条 本会則の施行上必要な細則は、役員会において別に定める。

### 附 則

- 1 本会則は、平成15年度の総会で承認を得た日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 第10条の規定については、平成15年度及び平成16年度においては、弾力的に運用するものとする。
- 3 本会則は、平成16年度の総会で承認を得た日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 4 本会則は、平成17年度の総会で承認を得た日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 5 本会則は、平成18年度の総会で承認を得た日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 6 本会則は、平成20年度の総会で承認を得た日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 7 本会則は、平成21年度の総会で承認を得た日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 8 本会則は、平成22年度の総会で承認を得た日から施行し、平成22年4月1日から適用する。